

町田市「指定収集袋」に掲載する広告の取扱基準

第1 趣旨

この基準は、町田市有料広告掲載取扱要綱（2004年4月1日制定。以下「要綱」という。）に基づき、町田市（以下「市」という。）が配付している「指定収集袋」への有料広告（以下「広告」という。）掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 広告の募集枠

指定収集袋の燃やせるごみ、燃やせないごみ、おむつ専用袋について募集する。

第3 広告掲載の位置、広告の掲載枠の規格等

広告を掲載する位置、広告の掲載料・掲載枠は、別表1、2のとおりとする。

第4 広告を掲載しようとする者

別表3に掲げるものを除く事業主とする。

第5 掲載する広告

掲載する広告は、「指定収集袋」の公共性及び品位を保てる広告とし、要綱に定めるもののほか別表4に掲げるものを除く。

第6 広告の募集

広告の募集は、原則として市ホームページ及び広報紙等により公募するものとする。

第7 広告掲載の申込み

広告を掲載しようとする者は、指定された様式の申込書に広告原稿その他市長が必要と認める書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

第8 広告掲載の決定

- (1) 市長は、第7の規定により申込みがあったときはその内容を審査の上、広告掲載の可否を決定するものとする。
- (2) 市長は前項の規定による審査に当たり、特に必要と認めるときは、内容について環境資源部契約事務適正化委員会に諮ることができる。

第9 広告原稿の提出

広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、事業所名等が明記された完全版下を作成し「指定収集袋」版下入校日までに提出する。

第10 事業所名等の記載

広告主は、広告に必ず事業所名等を記載しなければならない。

第11 広告掲載決定の取消し

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主から広告掲載辞退の申出があったとき。
- (2) 広告主及び広告が、第4及び第5に該当しなくなったとき。

第12 広告掲載料の還付

既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告掲載ができなくなったときは、この限りでない。

第13 転貸の禁止

広告主は、広告掲載の権利を他に転貸することはできない。

附則

この取扱基準は、2015年12月1日から施行する。

別表1（第2関係）

		燃やせるごみ袋	燃やせないごみ袋	おむつ専用袋
広告掲載の対象		20L	20L	20L
流通方法	市庁舎での配布	○	○	○
	販売店での配布	○	○	×
製造量合計	年間製造量の 1ヶ月分	63,000パック	8,400パック	12,600パック
広告掲載料		100,000円	50,000円	50,000円

別表2（第2関係）

	外装袋
広告掲載の位置	表面中段
色	白黒2色
規格（目安）	縦3.5cm×横13.0cm

別表3（第4関係）

広告主の規制業種又は業者	
1	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条で「風俗営業」と規定される業種または、風俗営業類似の業種
2	貸金業法（昭和58年5月13日法律第32号）に基づき業者登録を行っているもの、または未登録で貸金業を営むもの
3	刑法（明治40年4月24日法律第45号）第23章 賭博及び富くじに関する罪（第185条、第186条、第187条）に該当するもの（競馬法、自転車競技法、モーターボート競走法、小型自動車競走法、当せん金附証票法スポーツ振興投票の実施等に関する法律により例外として違法性が阻却されるものを除く）
4	規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や業者
5	法律の定めのない医療類似行為を行う施設
6	民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）及び会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）による再生・更正手続中の業者

別表4（第5関係）

掲示広告の規制内容	
1	人権侵害、名誉き損、各種差別的なもの
2	法律で禁止されている商品や、無認可、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供するもの
3	たばこに係る製品広告及び販売促進や喫煙を促進するもの
4	他を誹謗・中傷又は排斥するもの
5	市の指定収集袋事業や広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
6	公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
7	宗教団体による布教推進を主目的とするもの
8	社会的に不適切なもの
9	特定の政策や思想等の賛否・評価・意見について国内世論が大きく分かれているもの